

滋賀県産業ひとつくり懇話会設置要綱

（目的）

第1条 滋賀県経済の持続的な発展を目指し、中長期的な観点も踏まえて有識者から意見を聴取し、産業ひとつくりに関する課題の抽出を行うことを目的に、滋賀県産業ひとつくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）滋賀県における産業ひとつくりの推進に関する意見・助言を行うこと。
- （2）その他労働雇用施策に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員5名で構成し、商工観光労働部長が選任する。

2 懇話会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員の交代および増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 懇話会は、必要に応じて開催する。

2 懇話会は、商工観光労働部長が招集する。

3 商工観光労働部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（議事の公開）

第6条 懇話会の議事は、原則として公開するものとする。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、商工観光労働部労働雇用政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関する事項は、商工観光労働部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

滋賀県産業ひとつくり懇話会 委員名簿

任期 令和6年5月23日～令和8年3月31日

(五十音順、敬称略)

一般社団法人滋賀経済産業協会	会長	石井 太
国立大学法人滋賀大学経済学部	教授	澤木 聖子
日本労働組合総連合会滋賀県連合会	会長	白木 宏司
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	理事長	高橋 祥二郎
株式会社 morich	代表取締役	森本 千賀子